

(区分の数が増加するとき)  
ここに**特許印紙**を貼付してください  
注：収入印紙ではありません

【書類名】 手続補正書  
【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
【あて先】 特許庁審査官 殿

提出する日付を記載します。

【事件の表示】

【出願番号】 商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇

【補正をする者】

【識別番号】は、特許庁から付与されている9桁の数字です

【識別番号】 〇 1 2 3 4 5 6 7 8

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号

【住所又は居所】・【氏名又は名称】は、商標登録願と同じものを記載します。

【氏名又は名称】 □□ □□株式会社

【代表者】 商標 太郎

法人の場合は【代表者】の欄に代表者の氏名を必ず書きま  
す。個人の場合は【代表者】の欄を消してください。

【発送番号】 1 2 3 4 5 6

【発送番号】は、発送目録に記載されている拒絶理由通  
知書の発送番号です。

【手続補正1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【補正の内容】には権利化したい全ての区分と指定商品・  
指定役務を書きます。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第〇類】

【指定商品（指定役務）】 〇〇, △△, □□

【第〇類】

【指定商品（指定役務）】 〇〇, △△, □□

指定商品（指定役務）と指定商品（指定役務）の間  
は読点（、）ではなくカンマ（,）で区切ります。

【手数料の表示】

【納付金額】 〇〇〇〇

補正により区分の数が増加するときは、手数料の納付が必要となるため、【手数料の表示】  
の欄に記載します。必要な追加の手数料は、1区分につき8,600円です。  
特許印紙で追加の手数料を納付する場合は、手続補正書の上（点線の位置）に、  
【納付金額】と同額の**特許印紙**を貼付してください。  
区分の数が増加しない補正の場合は、【手数料の表示】の欄を設ける必要はありません。

手続補正書を提出すると、商標登録願（願書）に記載していた区分（第〇類）と指定商品・指定役務が、  
【補正の内容】に記載された区分と指定商品・指定役務に置き換わります。

したがって、【補正の内容】には、補正したい区分や指定商品・指定役務だけでなく、**権利化したい全ての区分と  
指定商品・指定役務を漏れなく記載**する必要があります。

ただし、最初に願書に記載していた指定商品・指定役務の範囲を変更したり、拡大したりする補正は認められませ  
んのでご注意ください。 **次のページに補正方法の例を掲載していますのでご覧ください。**

補正方法の例（書式の部分は一部省略しています）

① Aさんは以下の内容の願書を作成しました。

【書類名】 商標登録願  
【提出日】 令和〇年〇月〇日  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【商標登録を受けようとする商標】  
J P O  
【標準文字】  
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
【第1類】  
【指定商品（指定役務）】人口甘味料，食品保存用化学材，製造用たんぱく質  
【第3類】  
【指定商品（指定役務）】せっけん，歯磨き，化粧品

この例では第1類と第3類の指定商品を指定して出願しています。

② 拒絶理由通知書が送られてきました。

拒絶理由通知書

商標登録出願の番号 商願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇  
起案日 令和〇年〇月〇日  
特許庁審査官 審査 官太郎  
商標登録出願人 A

…第1類「人口甘味料，食品保存用化学材」は不明確です。  
したがって、この商標登録出願は商標法第6条第1項の要件を具備しません。  
ただし、以下の補正案のように補正すればこの理由は解消します。

（補正案）

「人口甘味料」 → 「人工甘味料」  
「食品保存用化学材」 → 「食品保存用化学剤」

拒絶理由通知書では、第1類の指定商品「人口甘味料，食品保存用化学材」について補正するよう指摘しています。

③ Aさんは手続補正書を作成しました。

【書類名】 手続補正書  
【提出日】 令和〇年〇月〇日  
【あて先】 特許庁審査官 殿  
【事件の表示】  
【出願番号】 商願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇  
【補正をする者】  
【識別番号】 0 1 2 3 4 5 6 7 8  
【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号  
【氏名又は名称】 A  
【発送番号】 1 2 3 4 5 6  
【手続補正1】  
【補正対象書類名】 商標登録願  
【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分  
【補正方法】 変更  
【補正の内容】  
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
【第1類】  
【指定商品（指定役務）】人工甘味料，食品保存用化学剤，製造用たんぱく質  
【第3類】  
【指定商品（指定役務）】せっけん，歯磨き，化粧品

忘れずに記載！

忘れずに記載！

審査官の補正案に従って手続補正書を作成しました。補正が必要な区分・指定商品だけでなく、補正するよう指示のなかった第1類の指定商品や、第3類の指定商品も忘れずに記載します。

問:もし、この補正方法で、補正するよう指示のなかった区分や指定商品・指定役務を

【補正の内容】に書かなかったらどうなりますか？

答:【補正の内容】に記載されていない区分や指定商品・指定役務は削除されたと判断されますので、権利化されません。

書き忘れてしまったとしても、後から追加することはできませんので十分注意しましょう。